

妙高市犯罪被害者等支援条例（案）の説明

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【説明】

犯罪の被害者は精神的・身体的な被害を受けたことで、以前のように日常生活を送ることができないばかりか、経済的な困窮に陥ったり、再被害を心配したり、周囲の人からの無理解・無配慮な対応によるさらなる精神的苦痛を被ることがあります。また、被害者家族も、周囲の人からの偏見、インターネット等のソーシャルメディアを通じた誹謗中傷、マスコミによる過剰な取材といった精神的苦痛等の二次被害にあうことが想定されます。

市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪の発生予防だけに注力するのではなく、犯罪被害者等への再被害や二次被害を防ぎ、精神的・経済的な負担軽減を図り、再び平穏な生活ができるよう支援することも求められます。

そこで、犯罪被害者等が再び安心して生活が送れるように、市の姿勢を公に示すとともに、地域社会全体で犯罪被害者等が置かれている状況に理解を深め、支えていくために必要な施策を推進していくための方向性を示すことを目的として、被害者支援の基本的事項を制定することとしたものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他市内で事業活動を行う団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心ない言動、インターネット等を通じた誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、報道等により、犯罪被害者等が受けた精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

【説明】

条例における用語を定義しています。

- (1) 「犯罪」とは、犯罪被害者等基本法第2条第1項に準拠し、個人の生命・身体・財産等に危害を及ぼす行為等のほか、刑法や刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為をいいます。また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類する行為で、心身に有害な影響を及ぼす性質の行為をいいます（虐待、ストーカー行為、ドメスティックバイオレンス、いじめ、性暴力等が該当）
- (2) 「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第2項に準拠し、犯罪被害者本人だけでなく、家族を失うなど生命・身体・財産上の被害を受ける家族や遺族を含めます。
- (3) 「市民等」とは、妙高市の住民基本台帳に記録されている者をいい、外国人も含みます。なお、やむを得ない理由により、住民基本台帳に記録していないが市内に生活拠点を有する者も含みます。また、市内に勤務する者や事業者、市内の学校や園に在籍する者、自治会やボランティア団体などを含みます。
- (4) 「事業者」とは、市内に事務所や店舗等を設置し、営利に有無に関わらず事業活動を行う個人事業主や法人をいいます。
- (5) 「関係機関等」とは、国や地方公共団体、公共的団体（弁護士会・医師会・社会福祉協議会・保護司会など）や（公社）にいがた被害者支援センター等の民間支援団体など関係する全ての機関・団体等をいいます。
- (6) 「二次被害」とは、周囲や報道機関からの配慮に欠ける言動、インターネット等での誹謗中傷、報道機関による過度な取材などにより、経済的損失や精神的苦痛、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、安心した生活の侵害など間接的被害をいいます。
- (7) 「再被害」とは、当該犯罪加害者から、再度、生命・身体・財産等に被害を受けることをいいます。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、迅速かつ適切に行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

【説明】

犯罪被害者等は被害を受けた直後から、精神的・身体的な苦痛や再被害、二次被害により平穏な日常生活が送れなくなるなど、さまざまな面で尊厳を奪われることとなります。

そこで、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等が以前のように尊厳を取り戻すことや、再び安心して暮らせる日常生活を取り戻すまで、継続的な支援を実施していくことを定めるものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

【説明】

犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき、市の責務を定めるものです。犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市の支援だけでは十分に対応できないことも予想されることから関係機関等と円滑に、かつ緊密に連携することを定めるものです。

なお、市は、二次被害の発生防止のため、市民や事業者に対し被害者支援への理解度を深める啓発活動に取り組み、犯罪被害者等と普段どおりに接することや、求められたときに配慮した支援が提供できるような環境づくりを進めていきます。

特に、報道機関による過度な取材などの二次被害については、犯罪被害者等の要望をくみ取りながら、被害者支援についての専門的な知識を有するにいがた被害者支援センター等と連携や、必要に応じて弁護士を通じて、報道機関に対し過度な取材を控えたり報道内容の訂正をお願いするなどの措置を求めています。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、並びに犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【説明】

犯罪被害者等基本法第6条では、「国民の責務」として「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められています。

そこで、市民一人一人が理解を深め、地域社会全体で犯罪被害者等に配慮した支援が行われるよう市民等の責務を具体的に定めるものです。

犯罪被害者等が安心した日常生活を早く取り戻すためにも、市民ひとりひとりが支援の必要性への理解を十分深めることが求められます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し、事業者求められる手続等について十分に配慮するよう努めなければならない。

【説明】

犯罪被害者等は、精神的・身体的な被害のため通院を余儀なくされたり、捜査や裁判にかかる手続きなどにより、仕事を休まざるを得ない状況になります。

そこで、事業者には、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んだり、被害にあう前と同様に就労できるよう配慮するなど 犯罪被害者等が安心した日常生活を早く取り戻せるように理解を示し、各種の支援や施策に協力するよう定めるものです。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を円滑に行うための総合的な支援体制を整備する。

【説明】

犯罪被害者等が利用できる制度、関係機関等が行う支援、経済的な支援、住居に関する支援、医療機関、裁判手続きなどさまざまな情報提供について、市・警察・妙高地区被害者支援連絡協議会・にいがた被害者支援センターなど関係行政や民間支援団体で連携して取り組んでいくことを定めるものです。

参考…妙高地区被害者支援連絡協議会は、消防署やけいなん総合病院、市役所、職業安定所、J A、交通安全協会などで構成される組織で、被害者等に対し相談・要望等の聴取及び助言を行います（事務局：妙高警察署）

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、見舞金の支給を行うものとする。

【説明】

令和4年4月に施行した「妙高市犯罪被害者等見舞金支給制度」による経済的支援について定めるものです。

遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円の支給について、別途見舞金支給要綱に定めています。

(日常生活の支援等)

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた生活支援、精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【説明】

画一的な支援ではなく、犯罪被害者等の実情を正確に把握した上で、個々の事情に応じた適切な支援として取り組んでいくことを定めるものです。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いへの配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【説明】

個人情報を筆頭に、犯罪被害者等に関する各種情報の取扱いに、十分に配慮して支援に臨んでいく必要があることを定めるものです。

(居住の安定)

第11条 市は、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する公営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【説明】

生活拠点の確保や自立を支援するため、公営住宅への入居要件の緩和や優先的な入居に配慮していくことを定めるものです。

なお、恒久的な入居ではなく、自立支援を目的とした一時的な利用を念頭に概ね1年間の利用を想定しています。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

【説明】

犯罪被害者等が職を失うことがないように、事業者の理解のもと、事業者自身によって職場環境の整備改善や二次被害の発生防止への取組みについて、市から事業者に啓発していくことを定めるものです。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動等を行うものとする。

【説明】

周囲の無理解や配慮に欠ける言動、偏見により安心した生活が脅かされないように、市報や市ホームページなどを利用して、啓発していくことを定めるものです。

(支援の制限)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【説明】

犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときや、妙高市暴力団排除条例第2条に規定される暴力団または暴力団員、暴力団員等であるときは支援を行わないことを想定しています。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

この条例の施行に関して、必要な事項については、市長が別に定めることとするものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。